

社会福祉法人 対馬市社会福祉協議会

熱中症対策要綱

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人対馬市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の職員の熱中症対策について、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 热中症予防管理者 热中症対策を具体的に推進する管理者をいう。
- (2) 暑さ指数 気温や体温の別称ではなく「気温・湿度・輻射熱」を用いた湿度の指標で、体感的に感じる熱の強さ（数値）をいう。
- (3) #7119 急な病気やけがをしたときに、救急車を呼んだほうが良いのか、今すぐ病院に行ったほうが良いのかなど迷ったときの相談ダイヤルです。
看護師から、病院受診の必要性や対処方法等の適切な助言、医療機関案内を受けることができます。

(熱中症予防管理者等)

第3条 本会は職員の熱中症に係る健康と安全を確保するために、「熱中症予防管理者」を選任する。熱中症予防管理者は、課長、支所長、事業所の管理者をもって充てる。

2 热中症予防管理者は以下の職務を遂行する。

- (1) 毎年度の熱中症予防計画を作成する。
- (2) 日々の職場巡視における作業環境管理、作業管理の確認
- (3) 热中症管理体制、作業計画、緊急連絡体制等の周知

(作業計画)

第4条 热中症予防管理を遂行するために、毎年度の「年間熱中症予防計画」を作成する。

- 2 年間計画の中には、暑さ指数に応じた休憩時間の確保、業務中止に関する事項を明示する。
- 3 每年4月を「熱中症対策準備期間」とする。
- 4 本会における熱中症警戒期間を6月から10月までとする。

(準備期間)

第5条 前条の準備期間の間に次のことを行う。

- 2 設備対策 本会の事務所内等にかかる設備対策の実施点検を行う。
- 3 服装対策 熱中症対策を施すよう職員へ周知する。

(熱中症対策のための職員等研修)

第6条 総務企画課課長は、毎年5月及び6月に全職員に対して熱中症にかかる教育研修を行う。

(暑さ指数の把握)

第7条 熱中症予防管理者は、6月から10月までに毎日の勤務日における「暑さ指数」を把握し、その情報を関係部署で共有する。

- 2 熱中症予防管理者は「環境省」のホームページ（以下、「ＨＰ」という。）にメールアドレスを登録する等により、日々の暑さ指数の値を取得する。
- 3 関係部署との情報共有は、各部署の管理者がそれぞれ環境省のＨＰから取得することでの共有としてもかまわない。

(報告体制)

第8条 熱中症のおそれのある者を発見した場合は以下のとおり報告を行なう。

- 2 発見者は直ちに本人の状態を確認し、緊急時の手順に従って応急措置を講じたのち、熱中症予防管理者へ報告する。
- 3 報告を受けた熱中症管理者は、所属長へ報告する。

(緊急時の手順)

第9条 緊急時（異常者発見時）の手順は以下のとおり行う。

- 2 熱中症のおそれのある者を発見した者は、該当者をまず当該業務から離脱させ、手のしびれ、熱感、めまい等、熱中症の症状が疑われる場合は涼しい場所へ移すなど身体冷却を図る。
- 3 その者との会話の成立の有無を確認し、正常な会話が成立しないと判断された場合は、直ちに#7119等の活用により、専門機関又は医療機関へ連絡手配を整える。
- 4 本人の自覚症状において会話に問題なく、自分で移動でき水分補給できる場合には、業務からの離脱、涼しい場所への移動、水分補給等について本人を見守り観察をする。
- 5 他覚症状としての、手足のしびれ、ふらつき、生あくび、大量発汗が見られる場合は直ちに業務離脱、身体冷却措置を取る。

6 本人の自覚症状として、手足のしびれ、めまい、筋肉痛（こむら返り）、頭痛、不快感、吐き気、倦怠感、高体温等を訴えた場合には、本人との会話がしっかりとしていても2と同様とする。

7 緊急対応として#7119により医療機関へ搬送する場合は、その医療機関等の場所や連絡先を本人の家族へ連絡する。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年6月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和7年12月1日から改正実施する。